

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	東京都母子及び父子福祉資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、東京都母子及び父子福祉資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー当の権利利益の保護に取り込むことをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年1月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	東京都母子及び父子福祉資金の貸付に関する事務
②事務の概要	中野区は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)及び東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和39年7月31日条例第166号)に基づき、配偶者のない女子若しくは男子であって、現に児童を扶養している区民等に対し、母子及び父子の福祉の増進のために必要な資金の貸付けを目的として、福祉貸付金事務を行っている。 福祉貸付金管理システムは、この目的を果たすため、貸付の決定、償還管理等、必要な情報を管理・運用しているものである。 中野区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	福祉貸付金管理システム 住民情報システム(NCAS) 住民情報連携基盤 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

福祉貸付金管理システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第九条第1項及び別表63の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第三十四条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第十九条第八号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第二条 42の項 88の項 125の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	健康福祉部 生活援護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中野区 健康福祉部 生活援護課 自立支援係 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-5637
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	中野区 健康福祉部 生活援護課 自立支援係 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-5637
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人情報についてシステム入力を行う際や、個人情報を記載した郵送物を発送する際は、必ずダブルチェックを行うことで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	・個人情報が記載されている書類は鍵付きキャビネットにて保管の上、キャビネットの鍵は別の鍵付きキャビネットへ保管しており、第三者が書類を閲覧できないよう厳重に取り扱っている。 ・貸付金について電話相談があった場合は、必ず本人確認を行った上、聞き取りを行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 1.②事務の概要	中野区は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）及び東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和35年10月東京都条例第79号）に基づき、配偶者のない女子若しくは男子であって、現に児童を扶養している区民等に対し、母子及び父子の福祉の増進のために必要な資金の貸付けを目的として、福祉貸付金事務を行っている。 福祉貸付金管理システムは、この目的を果たすため、貸付の決定、償還管理等、必要な情報を管理・運用しているものである。 中野区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	中野区は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）及び東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和39年7月31日条例第166号）に基づき、配偶者のない女子若しくは男子であって、現に児童を扶養している区民等に対し、母子及び父子の福祉の増進のために必要な資金の貸付けを目的として、福祉貸付金事務を行っている。 福祉貸付金管理システムは、この目的を果たすため、貸付の決定、償還管理等、必要な情報を管理・運用しているものである。 中野区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 3.法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第九条第1項及び別表63の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第三十四条	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、63、87の項 ・番号法別表別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1項ト、第44条第1項ト	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第十九条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第二条 42の項 88の項 125の項	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 7.請求先	東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区健康福祉部生活援護課自立支援係	中野区 健康福祉部 生活援護課 自立支援係 東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	
令和7年1月22日	I 関連情報 8.請求先	東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区健康福祉部生活援護課自立支援係	中野区 健康福祉部 生活援護課 自立支援係 東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	
令和7年1月22日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	